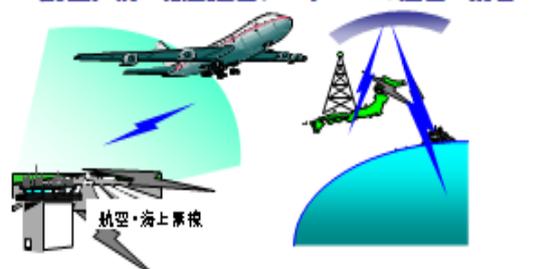
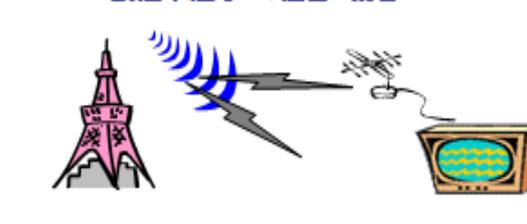


平成22年度 九州管内の電波監視概況

1 混信妨害等の申告概況

- 平成22年度の申告件数は278件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
 - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告 69件 (25%)
 - タクシー無線やアマチュア無線など一般の無線通信に関する申告 189件 (68%)
 - パソコンやオーディオ機器など電子機器に関する申告 20件 (7%)
- 申告のあった278件への措置状況は以下のとおり。
 - 調査・対策指導により解消したもの 195件
 - 調査中に自然消滅したもの 63件
 - 翌年度に継続調査となったもの 20件

【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

<p>航空/海上無線通信システムへの混信・妨害</p>  <p>航空・海上無線</p> <p>人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼす(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)</p>	<p>放送中継局への混信・妨害</p>  <p>放送エリア内の全ての受信世帯で画像、音声が乱れる(避難警報等の緊急放送が伝わらない恐れ)</p>
<p>携帯電話中継システムへの混信・妨害</p>  <p>ビルの地下御に設置された不法携帯電話中継装置等からの妨害電波により、特定エリアで通信不通になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)</p>	<p>消防/防災無線への混信・妨害</p>  <p>病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼす(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)</p>

2 不法無線局対策の状況

- 平成22年度の共同取締りは、11回実施し摘発局数は15局で内訳は以下のとおり。

- 不法アマチュア無線 4局
- 不法パーソナル無線 7局
- 不法市民ラジオ 4局

(参考) 不法無線局は、テレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、警察署と共同取締りを実施している。



- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成22年度は468局に対して指導を行った。本年度は、特に小型漁船の無線局(1W DSB)について、鹿児島県(48局)及び福岡・佐賀・長崎県(171局)において指導強化の取り組みを実施した。

- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機(FRS/GMRS)に対し、電波監視を行い、使用を確認した場合は使用の停止等の指導を実施している。

(参考) FRS: Family Radio Service(米国内で使用)、GMRS: General Mobile Radio Service(米国内で使用)



FRS

GMRS

FRS/GMRS共用

GMRS

3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施している。

- 市民への周知・啓発として6月にテレビCM(161本)、電車中吊りポスター(約1000枚)等を実施した。
- 不法無線機器が販売されないようにするため、家電量販店及びディスカウント店42店舗並びに無線機販売店37店舗を訪問した結果、23店舗で疑わしい機器が確認され、電波利用ルールの周知や違法機器販売に関する注意喚起等を実施した。



家電量販店等で流通しているFMトランスミッターの例

4 電波法違反の免許人と無線従事者に対する行政処分の状況

■ 平成22年度の電波法違反に係る行政処分は以下のとおり。

- 無線局の運用停止 2件
- 無線従事者の従事停止 3件

違反の概要	違反事実	被処分者	処分内容
アマチュア局には許可されない周波数の電波を発射し、タクシーの無線通信に混信妨害を与え、タクシーの配車業務を妨害。	電波法 第53条違反	福岡県八女市在住の 男性(34歳)	無線局の運用停止 及び無線従事者の 従事停止 79日
自らが経営する会社の業務のため、会社所有の車両に簡易無線局の免許を受けずに開設。	電波法 第4条違反	宮崎県都城市在住の 男性(46歳)	無線従事者の従事 停止 32日
アマチュア局の無線従事者が許可されない無線設備で指定されている空中線電力を大幅に超えて運用。	電波法 第54条違反	鹿児島県南さつま市 在住の男性(78歳)	無線局の運用停止 及び無線従事者の 従事停止 43日

【参考】電波法(抜粋)

(無線局の開設)

第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

(以下省略)

(目的外使用の禁止等)

第53条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第54条 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- 二 通信を行うため必要最小のものであること。